

2025 年 2 月主な変更点

1 あったかひらつかスローガン・ロゴマーク使用規程

（１）届出内容の簡素化に伴い、第４条及び使用届書の内容を一部変更

- ・代表者名の記載を省略
- ・使用分野の選択肢を、販売物かどうかの確認のみに簡素化
- ・販売物以外の場合、概要（数量、価格、販売先・場所）の記載を省略

（２）平塚市ウェブサイトへの掲載の同意

ロゴマークの活用事例を市ウェブで紹介することへの同意欄を追加

2 あったかひらつかロゴマークガイドライン

P 6「ロゴと平塚市の組み合わせ」のオリジナルデータの使用を、「必ずオリジナルデータを使用」から「原則として、オリジナルデータを使用」に変更

3 ロゴマークデータ

各ロゴマークデータを最小余白入りのデータに変更

（あったかひらつかロゴマークガイドラインのP 5「アイソレーションエリア」参照）